

新居浜市消防団組織再編基本計画（案）



新 居 浜 市

目 次

I 計画の策定にあたり

1	計画の趣旨	-----	1
2	計画の位置づけ	-----	3
3	計画の期間	-----	3

II 消防団の現状と課題

1	消防団の現状	-----	4
(1)	消防団組織と配置	-----	4
(2)	消防団詰所及び車両の現状	-----	7
(3)	消防団員数、充足率及び平均年齢	-----	9
(4)	常備消防が各分団区へ到着するまでの時間	-----	10
2	消防団の課題	-----	12
(1)	消防団員の確保及び団員の高齢化	-----	12
(2)	建物の老朽化等	-----	13
(3)	車両の高経年化	-----	13

III 消防団の組織再編

1	消防団組織の充実と再編	-----	14
2	消防団組織再編の基本方針	-----	14
(1)	消防団員の配置	-----	14
(2)	消防団組織の再編	-----	14
(3)	分団詰所・車両等の配備	-----	15
(4)	地域防災力の維持	-----	15
3	消防団組織の再編	-----	16
(1)	消防団組織の再編に係る各分団の意向	-----	16
(2)	消防団員定数の見直しに係る各分団の意向	-----	17
(3)	組織再編に係る検討結果	-----	19
(4)	消防団員定数の見直しに係る検討結果	-----	19
(5)	再編後の分団定数の設定基準	-----	20
4	計画の推進	-----	22

I 計画の策定にあたり

1 計画の趣旨

昭和から平成、そして令和へと時代が移り変わる中、社会構造は大きく変化してきました。その過程において、各種防災対策の推進や防災体制の整備が進められ、我が国の災害への対応力は着実に向上してきました。一方で、近年では、気候変動に伴う短時間強雨の増加や海面上昇などの自然環境の変化に加え、高齢化の進展や都市構造の変化など、社会環境の変化による新たな防災上の課題が顕在化しており、消防に求められる役割や期待は一層高まっています。

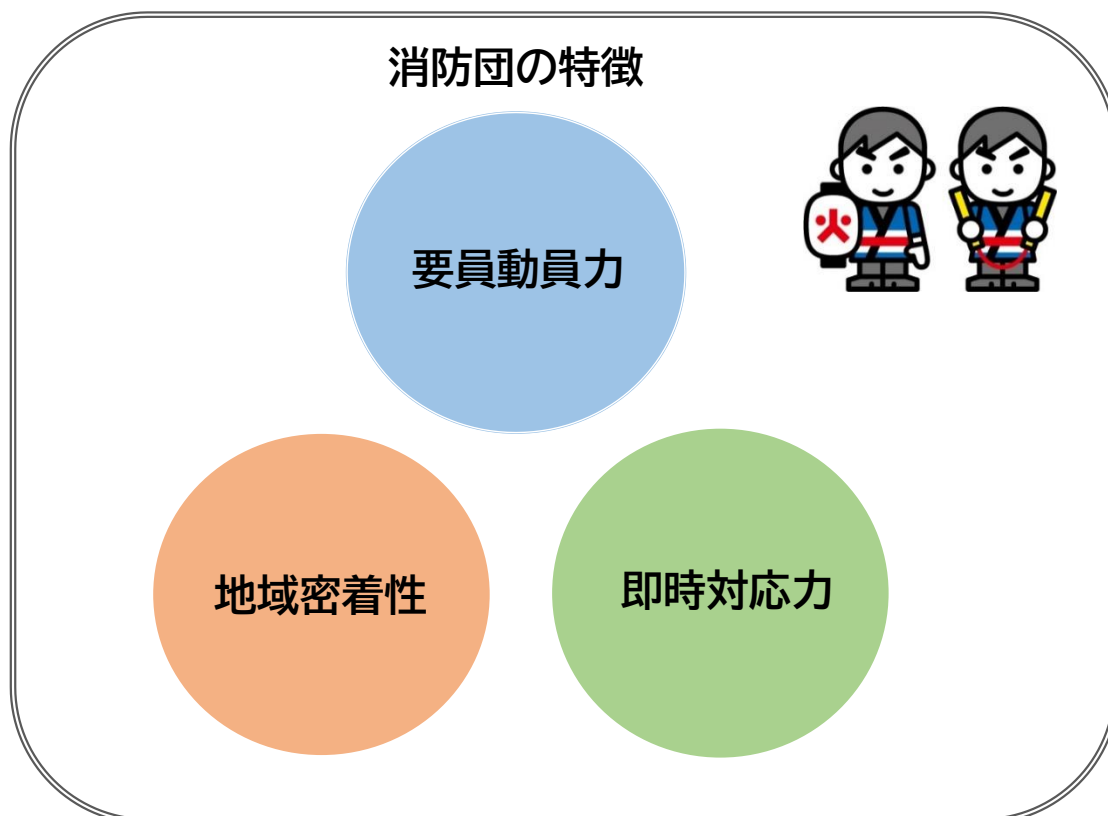
新居浜市消防団においても、消火活動をはじめ、風水害への対応、大規模災害時の避難誘導など、地域の安全・安心を守る中核的な担い手として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、団員一人ひとりが生業と両立しながら、日夜献身的に活動しています。特に、平成16年に本市に甚大な被害をもたらした台風災害においては、発災直後から消防団員による迅速な対応や地域に密着したきめ細かな活動、関係機関と連携した災害応急対策が行われ、地域防災における消防団の必要性和重要性を改めて認識する契機となりました。

本市では、「第6次新居浜市長期総合計画」において、安全・安心・快適を実感できるまちづくりを施策の一つとして掲げ、消防体制の充実を図るため、消防団の活性化に取り組んでいます。しかしながら、少子高齢化や被雇用団員の増加、就業構造の変化などの社会情勢の変化に伴い、団員数の減少や団員の高齢化が進むとともに、高度経済成長期に整備された分団詰所の老朽化など、様々な課題が顕在化しており、地域防災の中核を担う消防団を取

り巻く環境は、年々厳しさを増しています。

一方で、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に的確に対応するためには、地域防災の中核的存在である消防団の役割は極めて重要であり、その機能を将来にわたり維持・強化していく必要があります。

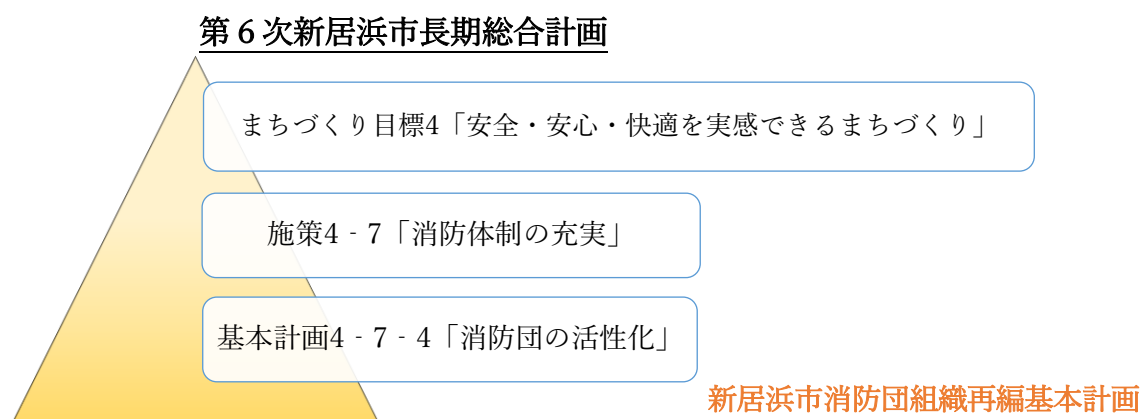
このため、消防団がこれまで培ってきた長い歴史と伝統を尊重しながら、団員が活動しやすい環境づくりを基本とし、多様化・複雑化・大規模化する災害に柔軟かつ効果的に対応することができる新たな組織体制を構築するため、「新居浜市消防団組織再編基本計画」を策定します。



2 計画の位置づけ

本計画は、「第6次新居浜市長期総合計画」に定める6つのまちづくりの目標の一つである目標4「安全・安心・快適を実感できるまちづくり」の実現に向け、施策4-7「消防体制の充実」に位置づけられた基本計画4-7-4「消防団の活性化」を推進するための計画です。

また、関連する各種計画等との整合を図るとともに、消防団が将来にわたり地域防災の中核としての役割を果たすことができるよう、消防団組織の充実・強化に向けた組織再編の方向性を示す計画として位置づけます。



3 計画の期間

本計画は、令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）までの10年間の第Ⅰ期の計画期間とし、令和14年度（2032年度）に、社会情勢の変化や消防団を取り巻く環境の変化等を踏まえ、中間見直しを行います。また、第Ⅰ期終了後の令和19年度（2037年度）に、これまでの取組状況や社会情勢の変化を踏まえて第Ⅱ期再編基本計画を策定し、令和20年度（2038年度）から実施します。

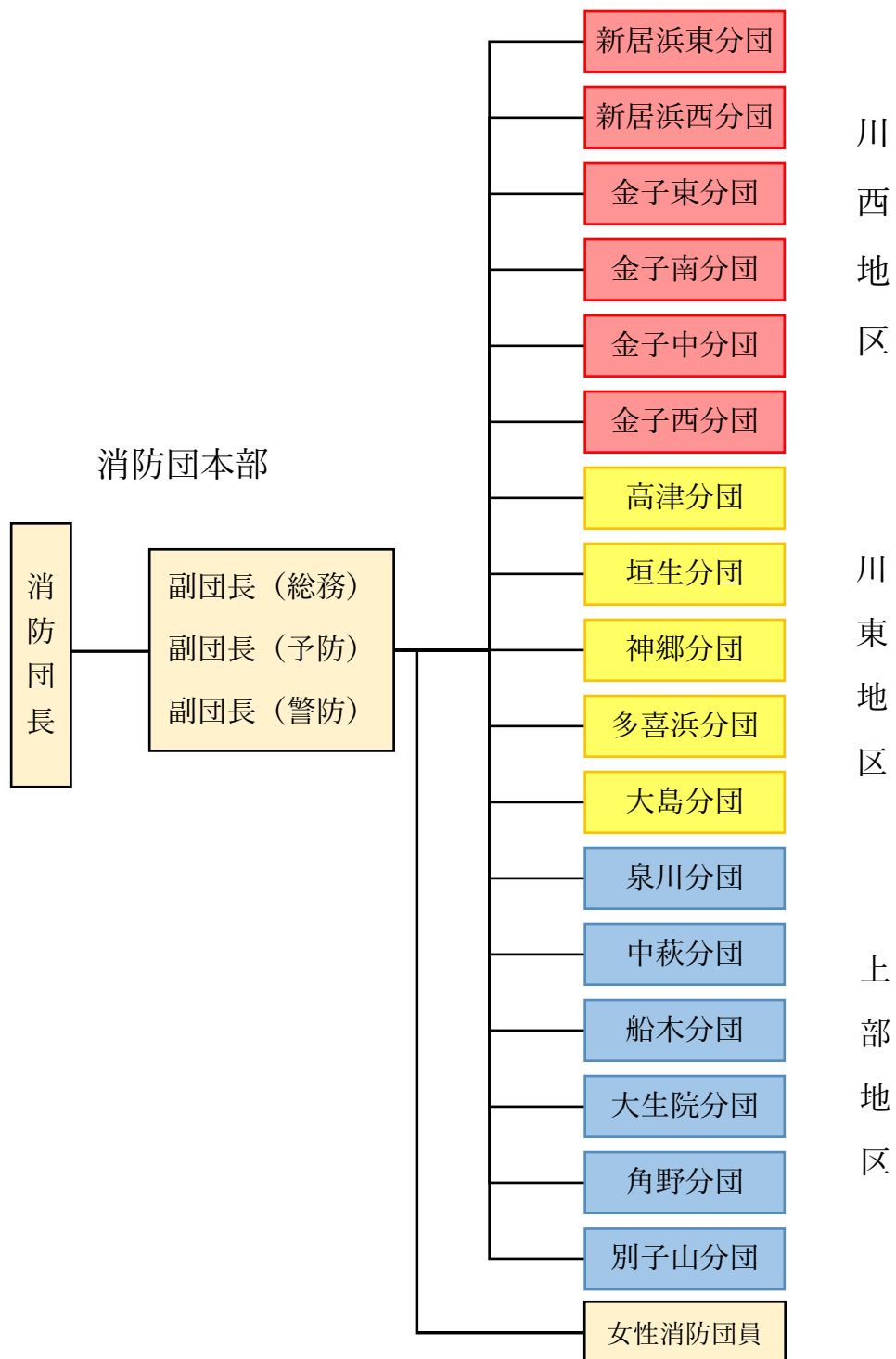
R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)	R16年度 (2034)	R17年度 (2035)	R18年度 (2036)	R19年度 (2037)	R20年度 (2038)	R21年度 (2039)
専 門 委員会	庁内協議 有識者会議等	第Ⅰ期：消防団組織再編基本計画【10カ年】										専 門 委員会	第Ⅱ期 再編基本計画	
計 画 検 討	計 画 策 定	前期：再編計画の実施					計画の 見直し	後期：再編計画の実施					計 画 策 定	再編計画の実施

Ⅱ 消防団の現状と課題

1 消防団の現状

(1) 消防団組織と配置

新居浜市消防団は、消防団本部（女性消防団を含む。）及び各地区を管轄する 17 分団により組織されており、地域に密着した消防活動を展開しています。



《各分団の管轄区域》

団名	分団名	区域
新居浜市消防団	新居浜東分団	菊本町一丁目、菊本町二丁目、港町、大江町、若水町一丁目、若水町二丁目、徳常町、西町、泉池町、泉宮町
	新居浜西分団	西原町一丁目、西原町二丁目、西原町三丁目、中須賀町一丁目、中須賀町二丁目
	金子東分団	新須賀町一丁目、新須賀町二丁目、新須賀町三丁目、新須賀町四丁目、田所町、平形町、八雲町、庄内町一丁目、庄内町二丁目、庄内町三丁目、庄内町四丁目、庄内町五丁目、庄内町六丁目、城下町（１番から４番まで）
	金子南分団	繁本町、宮西町、一宮町一丁目、一宮町二丁目、久保田町一丁目、久保田町二丁目、久保田町三丁目、高木町、政枝町一丁目、政枝町二丁目、政枝町三丁目
	金子中分団	北新町、江口町、河内町、西の土居町一丁目、西の土居町二丁目、滝の宮町、星越町
	金子西分団	惣開町、新田町一丁目、新田町二丁目、新田町三丁目、王子町、前田町、磯浦町
	高津分団	宇高町一丁目、宇高町二丁目、宇高町三丁目、宇高町四丁目、宇高町五丁目、沢津町一丁目、沢津町二丁目、沢津町三丁目、東雲町一丁目、東雲町二丁目、東雲町三丁目、松の木町、高津町、桜木町、清水町、南小松原町、八幡一丁目、八幡二丁目
	垣生分団	長岩町、八幡三丁目、垣生一丁目、垣生二丁目、垣生三丁目、垣生四丁目、垣生五丁目、垣生六丁目及び垣生地区
	神郷分団	郷一丁目、郷二丁目、郷三丁目、郷四丁目、郷五丁目、高田一丁目、高田二丁目、田の上一丁目、田の上二丁目、田の上三丁目、田の上四丁目、松神子一丁目、松神子二丁目、松神子三丁目、松神子四丁目、又野一丁目、又野二丁目、又野三丁目、落神町、神郷一丁目、神郷二丁目、清住町、楠崎一丁目、楠崎二丁目及び郷地区
	多喜浜分団	黒島一丁目、黒島二丁目、黒島地区、多喜浜一丁目、多喜浜二丁目、多喜浜三丁目、多喜浜四丁目、多喜浜五丁目、多喜浜六丁目、阿島一丁目、阿島二丁目、

	阿島三丁目、阿島四丁目、阿島地区、荷内町
大島分団	大島一円
泉川分団	坂井町一丁目、坂井町二丁目、坂井町三丁目、松木町、西喜光地町、喜光地町一丁目、松原町、瀬戸町、寿町、星原町、上泉町、外山町、岸の上町一丁目、岸の上町二丁目、下泉町一丁目、下泉町二丁目、城下町（5番から7番まで）、光明寺一丁目、光明寺二丁目、東田一丁目、東田二丁目、東田三丁目、国領一丁目、観音原町
中萩分団	横水町、中村松木一丁目、中村松木二丁目、土橋一丁目、土橋二丁目、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、中萩町、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、中村四丁目、上原一丁目、上原二丁目、上原三丁目、上原四丁目、御蔵町、中村、萩生、大永山地区
船木分団	船木、種子川町、種子川山地区、七宝台町
大生院分団	大生院一円
角野分団	喜光地町二丁目、西泉町、西連寺町一丁目、西連寺町二丁目、篠場町、山田町、山根町、中西町、宮原町、中筋町一丁目、中筋町二丁目、北内町一丁目、北内町二丁目、北内町三丁目、北内町四丁目、吉岡町、角野新田町一丁目、角野新田町二丁目、角野新田町三丁目、角野、立川町
別子山分団	別子山一円

(2) 消防団詰所及び車両の現状

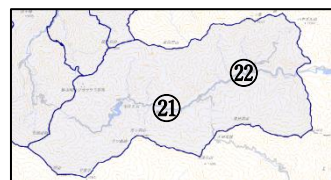
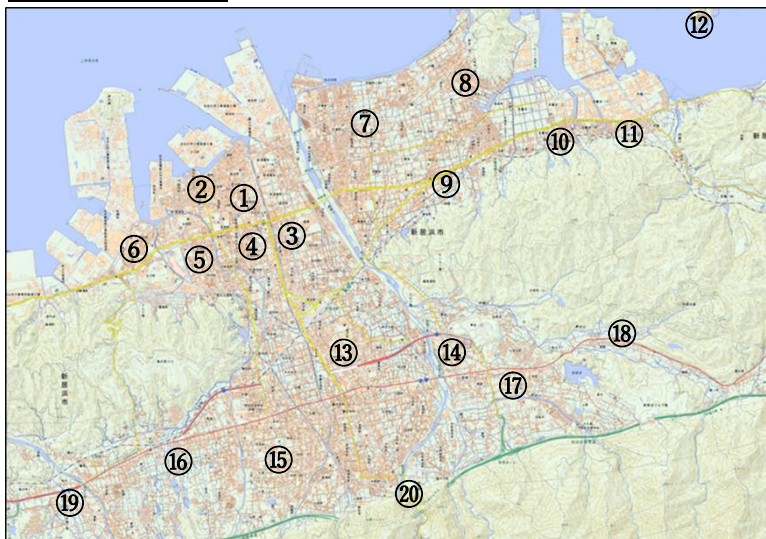
新居浜市消防団では、地域防災の拠点となる分団詰所を市内 22 か所に配置し、消防団活動に必要な消防車両 49 台（消防ポンプ自動車 23 台、積載車 26 台）及び各種資機材を保管しています。

《詰所及び車両（令和 8 年 4 月 1 日現在）》

No.	分団名	分 団 詰 所				車 両	
		構造	耐用年数	経過年数	建築年月	種 別	購入年度
1	新居浜東分団	S 造	65	32	H6.3	ポンプ車 積載車	H22 R1
2	新居浜西分団	S 造	65	46	S55.3	ポンプ車 積載車	H26 R1
3	金子東分団	S 造	65	42	S59.3	ポンプ車 積載車	H16 H14
4	金子南分団	S 造	65	37	H1.2	ポンプ車 積載車	H15 H19
5	金子中分団	S 造	65	27	H11.3	ポンプ車 積載車	R3 R1
6	金子西分団	S 造	65	46	S55.1	ポンプ車 積載車	H30 H14
7	高津分団	S 造	65	16	H21.12	ポンプ車 ポンプ車 積載車 積載車	H15 H12 H14 H13
8	垣生分団	RC 造	65	52	S49.3	ポンプ車 積載車	R3 H20
9	神郷分団	S 造	65	49	S51.5	ポンプ車 ポンプ車 積載車	H18 H14 H13
10	(楠崎)	S 造	65	34	H3.8	積載車 軽積載車	H16 H27
11	多喜浜分団	S 造	65	49	S51.5	ポンプ車 積載車	H14 H20
12	大島分団	S 造	65	44	S57.3	ポンプ車 軽積載車	H28 H16
13	泉川分団	S 造	65	48	S52.4	ポンプ車	H22

						ポンプ車 積載車	H19 H13
14	(東田)	S 造	65	34	H3.5	ポンプ車	H19
15	中萩分団	S 造	65	36	H2.3	ポンプ車 ポンプ車 積載車	H30 H18 R7
16	(岸の下)	S 造	65	36	H2.3	ポンプ車	H20
17	船木分団	RC 造	65	45	S56.3	ポンプ車 積載車 積載車	H21 H22 H16
18	(長野)	S 造	65	33	H4.4	積載車	H15
19	大生院分団	S 造	65	37	H1.3	ポンプ車 積載車 積載車	H12 H20 H21
20	角野分団	RC 造	65	1	R7.3	ポンプ車 ポンプ車 積載車 積載車	H16 H20 H21 H16
21	別子山分団 (弟地)	S 造	65	45	S56.4	積載車	H13
22	(保土野)	S 造	65	12	H26.3	積載車 積載車	H13 H13

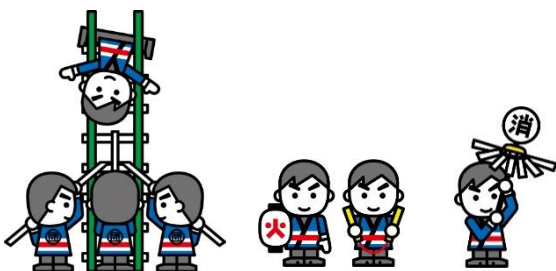
分団詰所配置図



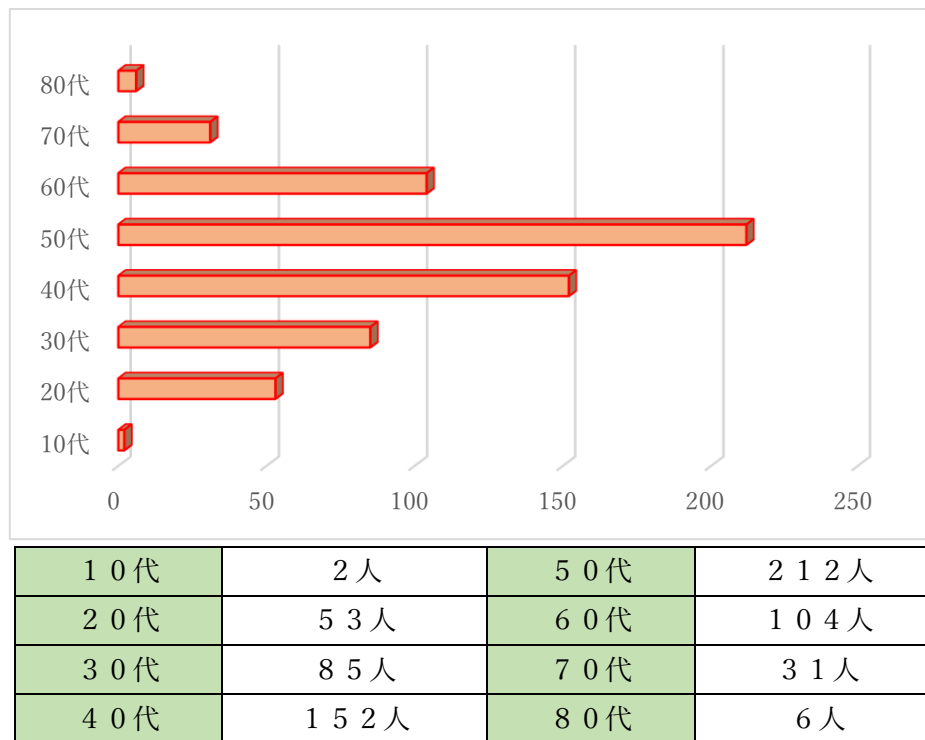
(3) 消防団員数、充足率及び平均年齢

新居浜市消防団の団員数は、定数792人に対して実員645人で、充足率は81%、団員の平均年齢は50歳となっています。

≪消防団員数、充足率及び平均年齢（令和8年4月1日現在）≫

区分	定数	実員	うち機能別団員	充足率	平均年齢
団本部	34	18 女性団員(14)		53%	58
新居浜東分団	33	28		85%	50
新居浜西分団	33	25		76%	49
金子東分団	39	32		82%	52
金子南分団	40	38		95%	47
金子中分団	33	27		82%	54
金子西分団	33	30		91%	55
高津分団	65	41		63%	48
垣生分団	40	33		83%	40
神郷分団	55	53		96%	46
多喜浜分団	40	35		88%	48
大島分団	33	28	22	85%	65
泉川分団	55	49		89%	50
中萩分団	60	42		70%	53
船木分団	55	44		80%	49
大生院分団	48	48		100%	46
角野分団	63	52		83%	50
別子山分団	33	22		67%	50
合計	792	645	22	81%	50
平均年齢（全体）	50				
平均年齢（男性）	50				
平均年齢（女性）	52				
平均在団年数	15				

《年代別構成人員》



(4) 常備消防が各分団区へ到着するまでの時間

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)では、出動から放水開始までの時間が6分30秒(到達時間4分30秒、放水準備時間2分)を超えると延焼率が大幅に上昇するとされており、この時間内に放水を開始することが目標とされています。本市では、最寄りの消防署又は分署からの到達に4分30秒を超える地点がある分団は7分団となっています。

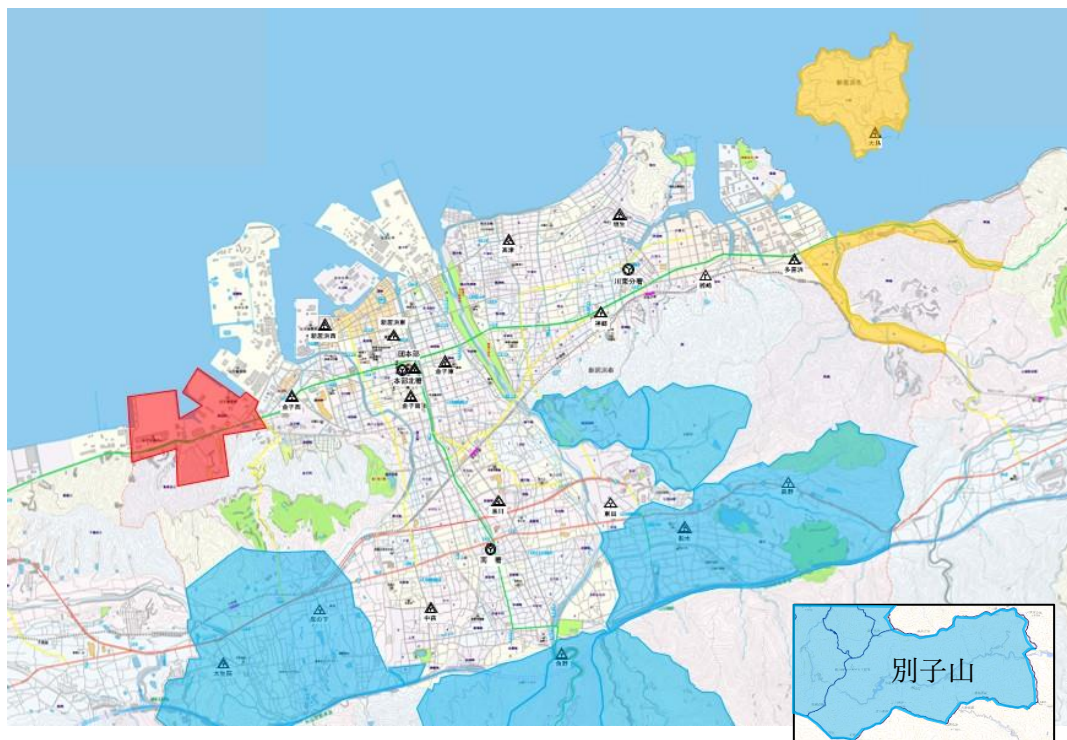
なお、大島分団については、島しょ部であるため常備消防車両による到達時間を算定していません。

《算定条件》

- 1 総務省消防庁の「消防用車両出動シミュレーションシステム」を使用
- 2 車両の走行速度は、一般道路を時速50.0km、高速道路を時速80.0kmとして算定
- 3 最寄りの消防署又は分署から、各分団の管轄区域内に設定した測定地点までの到達時間を算定

《 常備消防の到達時間 》

基準施設	町 名	到達最短時間	管轄分団
北消防署	磯浦町	5分05秒	金子西分団
川東分署	阿島2丁目	5分00秒	多喜浜分団
川東分署	阿島3丁目	5分00秒	多喜浜分団
川東分署	阿島4丁目	6分14秒	多喜浜分団
川東分署	荷内町	6分56秒	多喜浜分団
川東分署	大島	—	大島分団
南消防署	上原4丁目	4分39秒	中萩分団
南消防署	萩生（治良丸周辺）	5分02秒	中萩分団
南消防署	萩生（岸の下周辺）	5分02秒	中萩分団
南消防署	大永山	14分35秒	中萩分団
南消防署	観音原町	5分14秒	泉川分団
南消防署	光明寺1丁目	5分26秒	泉川分団
南消防署	光明寺2丁目	7分56秒	泉川分団
南消防署	船木	7分36秒	船木分団
南消防署	種子川山	21分12秒	船木分団
南消防署	立川町	17分24秒	角野分団
南消防署	別子山	37分48秒	別子山分団



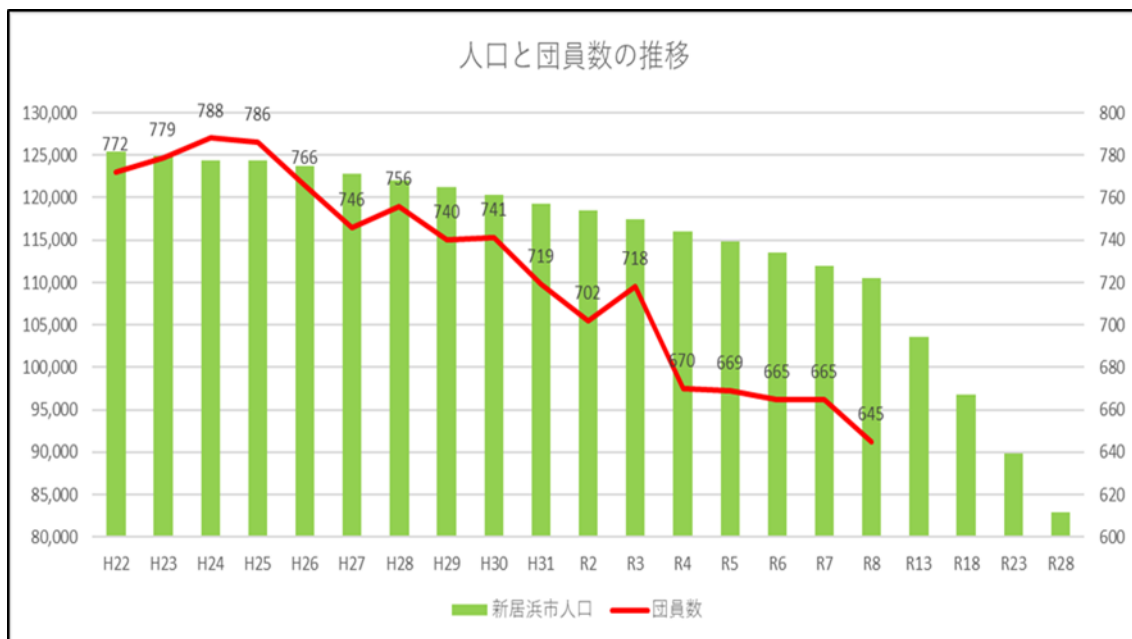
2 消防団の課題

(1) 消防団員の確保及び団員の高齢化

消防団員数は近年、減少傾向にあり、現在の充足率は81%、平均年齢は50歳となっています。年代別構成人員を見ると、40代及び50代の団員が他の年代に比べて多く、これらの団員が年齢を重ねることにより、今後、平均年齢がさらに上昇することが見込まれます。

また、少子化等により、新規入団が期待される若年層が減少しており、次世代を担う団員の確保は厳しい状況にあります。このまま新規入団者の確保が進まなければ、現在の団員数を維持するためには、現団員の在団期間の長期化に頼らざるを得ず、団員のさらなる高齢化が懸念されます。

《人口予測と団員数の推移》



- 備考1 平成22年度から令和8年度までの人口は、各年度の住民基本台帳人口、令和9年度以降は直近5年間の人口減少率を用いた推計値。
- 2 消防団員数は、各年度4月1日現在。

（２）建物の老朽化等

消防団の分団詰所は、市内２２か所に配置されていますが、建築後４０年を超える施設が全体の４割強を占めています。今後、施設の老朽化に伴う建て替え等の更新時期が短期間に集中することが懸念されることから、団員数の減少や施設の老朽化を踏まえ、適正な配置及び規模の観点から、分団詰所の統廃合や集約化を検討する必要があります。

また、分団詰所の中には、駐車場等の確保が困難な施設もあることから、平時及び災害時に団員が円滑に参集できる環境を整備する必要があります。

（３）車両の高経年化

消防団車両は、各分団詰所に４９台を配備しています。更新の目安となる耐用年数を２５年としていますが、導入後２０年を超える車両が全体の５割弱を占めており、今後、車両の更新時期が短期間に集中することが懸念されます。

Ⅲ 消防団の組織再編

1 消防団組織の充実と再編

本市の消防団は、消防団本部（女性消防団を含む。）及び 17 分団で構成されています。少子高齢化及び人口減少の進行に伴い、各分団の管轄区域における人口・世帯数や消防団員の確保状況には地域差がみられ、団員数や充足率にも偏りが生じています。こうした状況に加え、今後も人口減少等が進むことにより、消防団員の確保は一層困難になることが見込まれます。また、分団詰所の老朽化や消防団車両の高経年化も進んでおり、現行の組織体制を維持することが困難となる分団が生じることが懸念されます。

このため、地域の実情を踏まえ、持続可能な消防団組織となるよう組織体制を見直すとともに、再編後の体制に応じて、分団詰所や消防団車両等を計画的に更新・整備し、機能的で実効性の高い組織づくりを進めます。

2 消防団組織再編の基本方針

人口減少社会においても、地域防災の中核を担う消防団を将来にわたり維持していくため、次の基本方針に基づき、組織再編を進めます。

（１）消防団員の配置

「消防力の整備指針」では、消防団員の総数は、地域の実情に応じ、消防団の業務を円滑に遂行するために必要な人数とされています。本市においては、災害時に参集可能な団員数、長期間の活動に必要な交代要員等を考慮し、適正な団員数及び配置を検討します。

また、地域防災力を維持するため、引き続き消防団員の確保に努めるとともに、組織再編に伴う定数の削減は必要最小限にとどめます。

（２）消防団組織の再編

分団の再編については、地域の実情を踏まえ、各分団の意向を尊重しながら検討を進めるとともに、自治会等の地域コミュニティと十分に協議・

調整を行い、地域住民の理解と合意を得るよう努めます。特に、消防団員の担い手不足等により、組織体制や出動体制の維持が困難となっている分団については、優先的に再編の検討を進めます。

（３）分団詰所・車両等の配備

各分団には、分団詰所を設置し、消防活動に必要な消防団車両及び各種資機材を配備しています。一方で、分団詰所の老朽化や消防団車両の高経年化が進んでいます。このため、組織再編後の体制や地域の実情を踏まえ、分団詰所の統廃合・集約化や、消防団車両及び各種資機材の配備数等を検討し、適正な配置及び規模による計画的な更新・整備を進めます。

（４）地域防災力の維持

組織再編に当たっては、地域の実情を踏まえ、持続可能で効果的かつ効率的な組織体制となるよう十分に検討するとともに、地域防災力の低下を招くことのないよう配慮します。



3 消防団組織の再編

人口減少を見据えた消防団組織の再編については、新居浜市消防団組織再編検討委員会における検討結果を踏まえ、次のとおり進めます。

(1) 消防団組織の再編に係る各分団の意向

《川西地区》

分 団	計画期間内（10 年間） での再編に係る意向		摘 要
	必 要	不 要	
新居浜東分団		○	当面は現体制を維持
新居浜西分団	○		学校区での再編を希望
金子東分団		○	当面は現体制を維持
金子南分団		○	当面は現体制を維持
金子中分団		○	当面は現体制を維持
金子西分団		○	当面は現体制を維持

《川東地区》

分 団	計画期間内（10 年間） での再編に係る意向		摘 要
	必 要	不 要	
高津分団		○	当面は現体制を維持
垣生分団		○	中間見直しで再検討
神郷分団		○	当面は現体制を維持
多喜浜分団		○	当面は現体制を維持
大島分団	○		多喜浜分団との再編を希望

《上部地区》

分 団	計画期間内（10 年間） での再編に係る意向		摘 要
	必 要	不 要	
泉川分団		○	当面は現体制を維持
中萩分団		○	当面は現体制を維持
船木分団		○	当面は現体制を維持
大生院分団		○	当面は現体制を維持
角野分団		○	当面は現体制を維持
別子山分団		○	2 詰所を 1 詰所に集約

（２）消防団員定数の見直しに係る各分団の意向

《川西地区》

分 団	定数の見直し		内 容
	希 望	不 要	
新居浜東分団	○		定数は多いと考える。
新居浜西分団	○		30 人程度で団活動は可能である。
金子東分団	○		30 人程度で団活動は可能である。
金子南分団		○	定数は適正である。
金子中分団		○	定数は適正である。
金子西分団		○	定数は適正である。

《川東地区》

分 団	定数の見直し		内 容
	希 望	不 要	
高津分団	○		災害時に実際に活動している人員等を踏まえると、定数を削減しても消防団活動に支障はない。
垣生分団	○		30 人程度で団活動は可能である。
神郷分団		○	定数は適正である。
多喜浜分団		○	定数は適正である。
大島分団	—	—	—

《上部地区》

分 団	定数の見直し		内 容
	希 望	不 要	
泉川分団	○		定数を削減しても活動は可能である。
中萩分団		○	定数は適正である。
船木分団		○	定数は適正である。
大生院分団		○	定数は適正である。
角野分団		○	定数は適正である。
別子山分団	○		30 人程度で団活動は可能である。

(3) 組織再編に係る検討結果

《川西地区》

新居浜西分団については、消防団員の担い手不足等により、現在の組織体制を維持することが困難となりつつあります。このため、隣接する分団との協議・調整を行い、計画期間の前期に再編を進めます。

《川東地区》

大島分団については、消防団員の担い手不足等により、現在の組織体制を維持することが困難となっており、その対応が喫緊の課題となっています。このため、隣接する多喜浜分団との協議・調整を行い、速やかに再編を進めます。

《上部地区》

上部地区の分団組織については、当面、現行の組織体制を維持します。なお、別子山分団については、分団詰所の適正配置の観点から、弟地詰所を廃止し、消防団機能を保土野詰所に集約します。

(4) 消防団員定数の見直しに係る検討結果

消防団組織の再編に当たっては、消防活動に必要な人員を適切に配置できるよう、必要に応じて各分団の定数を見直します。

(5) 再編後の分団定数の設定基準

人口減少社会を見据えた消防団組織の再編に当たっては、再編後の各分団の定数について、次の三つの基準を総合的に勘案して設定します。

基準1：人口に対する団員定数の割合

条例定数が最後に改正された平成21年9月末時点における、各分団の管轄人口に対する団員定数の割合を基準とし、再編後においても当該割合をおおむね維持できるよう、各分団の定数の目安を設定します。

《各分団の管轄人口に対する団員定数の割合》

分 団 区	平成21年9月末			
	人口	定数	団員の割合(%)	団員1人当たりの人口
新居浜東分団	5,216	33	0.63	158
新居浜西分団	2,241	33	1.47	68
金子東分団	9,745	39	0.40	250
金子南分団	6,750	40	0.59	169
金子中分団	6,146	33	0.54	186
金子西分団	2,870	33	1.15	87
高津分団	15,753	65	0.41	242
垣生分団	4,531	40	0.88	113
神郷分団	10,670	55	0.52	194
多喜浜分団	4,108	40	0.97	103
大島分団	320	33	10.31	10
泉川分団	12,609	55	0.44	229
中萩分団	21,662	60	0.28	361
船木分団	7,604	55	0.72	138
大生院分団	4,369	48	1.10	91
角野分団	10,943	63	0.58	174
別子山分団	202	33	16.34	6
合 計	125,739	758	0.60	166

備考 管轄人口を有しない団本部の定数34人は、本表の集計から除く。

基準 2 : 車両運用に必要な人員

車両の運用に必要な人員については、災害時に参集可能な団員数や、長時間の活動に必要な交代要員を考慮し、次のとおり設定します。

- (1) 車両 1 台を運用するために必要な人員は、消防ポンプ自動車 5 人、積載車 4 人、軽積載車 4 人、資機材搬送車 4 人、人員搬送車 2 人とします。
- (2) 長時間の活動において 3 交替で運用できるよう、車両 1 台当たりの必要人員を、(1) に定める運用人員の 3 倍とします。

消防ポンプ自動車 1 台	$5 \text{ 人} \times 3 \text{ 交替} = 15 \text{ 人}$
積載車 1 台	$4 \text{ 人} \times 3 \text{ 交替} = 12 \text{ 人}$
軽積載車 1 台	$4 \text{ 人} \times 3 \text{ 交替} = 12 \text{ 人}$
資機材搬送車 1 台	$4 \text{ 人} \times 3 \text{ 交替} = 12 \text{ 人}$
人員搬送車 1 台	$2 \text{ 人} \times 3 \text{ 交替} = 6 \text{ 人}$

基準 3 : 地域の実情に応じた人員

各分団の定数については、人口、地理的条件、災害リスク等を踏まえ、消防活動に必要な人員を確保できる適切な規模とすることが重要であることから、地域の実情に応じて調整します。



4 計画の推進

本計画を着実かつ適切に推進するため、次の事項に取り組みます。

- (1) 計画の進捗状況を定期的に確認し、進捗の遅れや計画の推進上の課題が認められる場合は、その解決に向けて必要な協議・調整を行います。
- (2) PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、社会情勢や消防団を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。
- (3) 庁内関係部署が組織横断的に連携し、協議・調整を図りながら計画を推進します。
- (4) 組織再編に当たっては、市民、関係団体及び市議会等の理解と協力が不可欠であることから、再編の必要性やメリット、効果等について丁寧に説明し、対話を重ねながら進めます。

